

議案第 9 6 号

瑞穂町介護保険条例及び瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町介護保険条例及び瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

（瑞穂町介護保険条例の一部改正）

第 1 条 瑞穂町介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 9 3 条第 2 項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に

改める。

（瑞穂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第2条 瑞穂町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の瑞穂町介護保険条例附則第5条の規定及び第2条の規定による改正後の瑞穂町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第1条による改正

瑞穂町介護保険条例 新旧対照表

新	旧
目次 略	目次 略
第1章から第5章 略	第1章から第5章 略
附 則	附 則
第1条から第4条 略	第1条から第4条 略
(延滞金の割合等の特例)	(延滞金の割合等の特例)
第5条 当分の間、第8条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年における延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。	第5条 当分の間、第8条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において「特例基準割合適用年」という。))</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
第6条から第8条 略	第6条から第8条 略
附 則	
(施行期日)	
1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。	
(経過措置)	

2 第1条の規定による改正後の瑞穂町介護保険条例附則第5条の規定及び第2条の規定による改正後の瑞穂町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

第2条による改正

瑞穂町後期高齢者医療に関する条例 新旧対照表

新	旧
第1条から第10条 略 附 則 第1条及び第2条 略 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年____中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年における延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 第1条の規定による改正後の瑞穂町介護保険条例附則第5条の規定及び第2条の規定による改正後の瑞穂町後期高齢者医療に関する条例附則第3条の規定は、この条例の施行	第1条から第10条 略 附 則 第1条及び第2条 略 (延滞金の割合の特例) 第3条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)</u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

の日以後の期間に対応する延滞金について
適用し、同日前の期間に対応する延滞金に
ついては、なお従前の例による。

